

横浜市立高等学校（全日制・別科）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを利用して納付してください。

【受検料の納付について】

1 納付方法

神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムにおいて〔志願情報申請〕後に、納付が可能となります。納付方法<クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー>を選択し、受検料を納付してください。中学校において、受検料の納付を確認し募集期間内に志願先高校に志願情報を提出します。受検料未納の状態で志願先高校に志願情報を提出することはできませんので、早めの納付をお願いします。

2 納付金額

入学選考手数料とシステム利用料の合算額を納付してください。

区 分	入学選考手数料	システム利用料*
全日制・別科	2,200円	・クレジットカード払い：97円 ・コンビニ払い／ペイジー払い：220円

*システム上での決済に伴い収納代行を行う事業者にお支払いいただく利用料です。決済1回ごとにかかります。

3 納付期間

募集期間内に中学校から志願情報を提出する必要があるため、期限ぎりぎりに納付されますと出願が間に合わなくなることがあります。余裕をもって納付手続きをお済ませください。

区 分	募 集 期 間 / 納 付 期 間
全 日 制	令和6年1月24日（水）午前0時～ 1月31日（水）正午
別 科	令和6年1月24日（水）午前0時～ 2月7日（水）正午

4 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は還付に応じます。
(システム利用料は還付対象外)

(1) 受検料を納付した後、志願情報を高等学校へ提出する前に志願先を変更したことに伴い過払い額が発生した場合や、志願そのものを取りやめた場合 (志願情報を高等学校へ提出した後の志願変更等の場合は返金しません)

(2) 受検料を納付した後、減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合
(減免決定後の還付も「還付の申請書の提出」が必要です)

※減免の決定を受けるためには、募集期間終了日までに減免申請する必要があります。お早めに志願先の横浜市立高校事務室に相談してください。

(3) 受検料を二重に納付してしまった場合

還付を申請する場合は、中学校または横浜市立高等学校から受け取った「還付申請書」を、募集期間終了日から10日以内（減免決定後に還付を受ける方の場合、決定通知受領後10日以内）に横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）へ提出してください。（送付先住所は下記問合せ先参照）

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志願先に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、志願先の高等学校の窓口に現金で受検料を納付してください。
【持参するもの；受検料（おつりが出ないようにご用意ください）、登録番号（出願システムのログイン時に使用している12桁の数字）】
 - ・神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを使って受検料を納付できない特別な理由がある場合
 - ・共通選抜二次募集の志願

【入学金の納付について】

1 納付方法

入学金も受検料と同様、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを利用して納付してください。合格発表時から出願システム上での納付手続きが可能となります。納付期限については、合格通知書交付の際各高等学校から御案内します。

2 納付金額

入学金とシステム利用料の合算額を納付してください。

区 分	入 学 金	システム利用料
全日制・別科	5,650円	・クレジットカード払い：249円 ・コンビニ払い／ペイジー払い：220円

インターネット出願システムを使って入学金を納付できない特別な理由がある場合は、入学する高等学校の窓口で現金で納付してください。合格通知書交付の際の現金納付はできません。

【持参するもの；入学金（おつりが出ないようにご用意ください）、受検票】

【横浜市立高等学校の入学選考手数料・入学金に関する問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）

電話：045-671-3474（直通）

受付時間：平日 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます）

横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを利用して納付してください。

【受検料の納付について】

1 納付方法

神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムにおいて〔志願情報申請〕後に、納付が可能となります。納付方法<クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー>を選択し、受検料を納付してください。中学校において、受検料の納付を確認し募集期間内に志願先高校に志願情報を提出します。受検料未納の状態では志願先高校に志願情報を提出することはできませんので、早めの納付をお願いします。

2 納付金額

入学選考手数料とシステム利用料の合算額を納付してください。

区 分	入学選考手数料	システム利用料*
定 時 制	650円	・クレジットカード払い：29円 ・コンビニ払い／ペイジー払い：220円

*システム上での決済に伴い収納代行を行う事業者にお支払いいただく利用料です。決済1回ごとにかかります。

3 納付期間

募集期間内に中学校から志願情報を提出する必要があるため、期限ぎりぎりに納付されますと出願間に合わなくなることがあります。余裕をもって納付手続きをお済ませください。

区 分	募 集 期 間 / 納 付 期 間
定 時 制	令和6年1月24日（水）午前0時～ 1月31日（水）正午

4 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は還付に応じます。
（システム利用料は還付対象外）

- (1) 受検料を納付した後、志願情報を高等学校へ提出する前に志願先を変更したことに伴い過払い額が発生した場合や、志願そのものを取りやめた場合 （志願情報を高等学校へ提出した後の志願変更等の場合は返金しません）
- (2) 受検料を納付した後、減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合
（減免決定後の還付も「還付の申請書の提出」が必要です）
※減免の決定を受けるためには、募集期間終了日までに減免申請する必要があります。お早めに志願先の横浜市立高校事務室に相談してください。
- (3) 受検料を二重に納付してしまった場合

還付を申請する場合は、中学校または横浜市立高等学校から受け取った「還付申請書」を、募集期間終了日から10日以内（減免決定後に還付を受ける方の場合は、決定通知受領後10日以内）に横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）へ提出してください。（送付先住所は下記問合せ先参照）

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志願先に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、志願先の高等学校の窓口に現金で受検料を納付してください。
【持参するもの；受検料（おつりが出ないようにご用意ください）、登録番号（出願システムのログイン時に使用している12桁の数字）】
 - ・神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを使って受検料を納付できない特別な理由がある場合
 - ・共通選抜二次募集の志願

【入学金の納付について】

1 納付方法

入学金も受検料と同様、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを利用して納付してください。合格発表時から出願システム上での納付手続きが可能となります。納付期限については、合格通知書交付の際各高等学校から御案内します。

2 納付金額

入学金とシステム利用料の合算額を納付してください。

区 分	入 学 金	システム利用料
定 時 制	1, 200円	・クレジットカード払い：53円 ・コンビニ払い／ペイジー払い：220円

インターネット出願システムを使って入学金を納付できない特別な理由がある場合は、入学する高等学校の窓口で現金で納付してください。合格通知書交付の際の現金納付はできません。

【持参するもの；入学金（おつりが出ないようにご用意ください）、受検票】

【横浜市立高等学校の入学選考手数料・入学金に関する問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）

電話：045-671-3474（直通）

受付時間：平日 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます）

横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の
納付方法について

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則として納付書により納付書裏面記載の金融機関にて納付してください。

【受検料の納付について】

1 納付書の入手について

横浜市立中学校に在学中の方	在学の中学校から納付書を入手してください。
上記以外の方	下記にて配付します。（事前にご連絡ください。） ・横浜市教育委員会事務局高校教育課 （横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市役所14階） 電話（045）671-3272（直通） ・戸塚高等学校定時制 電話（045）871-0301

2 納付方法

- 納付書の「納付書兼領収書」、「収入済証明書」、「原符」、「受入済通知書」の4つの各該当欄に必要事項（記入例の太黒枠内）を記入してください
- 裏面の「2 金融機関での納付取扱期間」の納付期間中に、納付書裏面に記載している横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関で、記入済の納付書を添えて受検料を納付してください。その際、金融機関から「納付書兼領収書」と「収入済証明書」（納付書の左2枚）が戻されますので、忘れずにお受け取りください。
- 「納付書兼領収書」と「収入済証明書」を切り離し、「収入済証明書」のみを入学願書の裏面にのり付けし入学願書を提出してください。「納付書兼領収書」は保管してください。

【記入例】 ※ 横浜市立高校（定時制）用の納付書は文字や枠線等が「紫色」で印刷されています。

<p>納付書兼領収書 (本人保管用)</p> <p>令和6年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者</p> <p>¥650</p> <p>志願先及び金融機関での取扱期間 戸塚 定通分割選抜 (2/21~3/5)</p> <p>志願者氏名 氏名を記入</p> <p>住所 住所・TELを記入</p> <p>中学校名 中学校名記入</p> <p>発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474</p> <p>領収日付印</p> <p>① (納入保管)</p>	<p>収入済証明書 (入学願書貼付用)</p> <p>令和6年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者</p> <p>¥650</p> <p>志願先及び金融機関での取扱期間 戸塚 定通分割選抜 (2/21~3/5)</p> <p>志願者氏名 氏名を記入</p> <p>住所 住所・TELを記入</p> <p>中学校名 中学校名記入</p> <p>発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474</p> <p>領収日付印</p> <p>② 金融機関等→納入者</p>	<p>原符</p> <p>令和6年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者</p> <p>¥650</p> <p>志願先及び金融機関での取扱期間 戸塚 定通分割選抜 (2/21~3/5)</p> <p>志願者氏名 氏名を記入</p> <p>住所 住所・TELを記入</p> <p>発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474</p> <p>領収日付印</p> <p>③ 横浜市（金融機関等保管）</p>	<p>受入済通知書</p> <p>令和6年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者</p> <p>¥650</p> <p>志願先及び金融機関での取扱期間 戸塚 定通分割選抜 (2/21~3/5)</p> <p>志願者氏名 氏名を記入</p> <p>住所 住所・TELを記入</p> <p>中学校名 中学校名記入</p> <p>発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474</p> <p>領収日付印</p> <p>④ 横浜市（市保管）</p>
---	---	--	--

金融機関から納付者に戻されます。

金融機関が回収します。

*修正テープ、修正液の使用不可。訂正する場合は二重線をひいて書き直してください。（訂正印不要）

*納付書は切り離さず、金融機関に提出してください。

3 金融機関での納付取扱期間

区 分	入学願書等の提出期間	金融機関での納付取扱期間
定通分割選抜 (戸塚)	3/5 (火) ~ 3/6 (水)	2/21 (水) ~ 3/5 (火)

※ 募集期間の最終日に受検料を納付する場合は、金融機関では取り扱いませんので出願する時に高等学校の窓口で現金で納付してください。

※ 最終日の入学願書等の窓口受付時間は他の日と異なるため、事前に志願のてびき等で御確認ください。

4 取扱金融機関

横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関 (納付書の裏面を御確認ください。)

5 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は還付に応じます。

- (1) 志願先が横浜市立高等学校ではないにもかかわらず、誤って横浜市立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
 - (2) 受検料を納付した後、入学願書提出前に志願先を横浜市立以外の高等学校に変える場合や、志願そのものを取りやめた場合 (願書提出後の志願変更等の場合は返還しません)
 - (3) 横浜市立高等学校の全日制の受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立高等学校の定時制に変更する場合の差額 (願書提出後の志願変更の場合は返還しません)
 - (4) 受検料を納付した後、出願前に減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合 (減免決定後の還付も「還付の申請書の提出」が必要です)
- ※ 減免の決定を受けるためには、出願までに減免申請する必要があります。お早めに志願先の横浜市立高校事務室に相談してください。
- (5) 受検料を納付書及び高等学校の窓口などで二重に納付してしまった場合

還付を申請する場合は、中学校または横浜市立高等学校から受け取った「還付申請書」に金融機関で受けとった「納付書兼領収書」をのり付けして、募集期間終了日から10日以内 (減免決定後に還付を受ける方は、決定通知受領後10日以内) に横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係 (高校授業料担当) へ提出してください。(送付先住所は下記問合せ先参照)

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志願先に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、入学願書提出の際に志願先の高等学校の窓口で現金納付してください。
 - ・募集期間の最終日に受検料を納付する場合
 - ・納付書を使って受検料を納付できない特別な理由がある場合

【入学金 (1,200円) の納付について】

入学金も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続や納付書の配布については、合格通知書交付の際に御案内します。

【横浜市立高等学校の入学選考手数料・入学金に関する問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課就学係 (高校授業料担当)

電話：045-671-3474 (直通)

受付時間：平日 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます)